定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年八月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年七月二十八日

静岡県浜松市東区和田町八六六番地の一

株式会社静岡メイカン

代表取締役　坪井　俊彦

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年八月二十九日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年七月二十八日

岐阜県大垣市長沢町三丁目一六番地

大垣管材株式会社

代表取締役　五島　道久

社債権者集会決議認可公告

平成二十三年六月三十日開催の当社第五回、第六回、第七回、第八回、第九回少人数利付私募債社債権者集会の左記決議について裁判所の認可（徳島地方裁判所平成二十三年七月六日決定）を得ましたので公告いたします。

社債権者各位

記

株式会社デンタスが平成十八年八月一日に発行した第五回少人数利付私募債の償還期限を以下のとおり変更する。

償還期限

「平成二十三年七月二十三日」を「平成二十六年七月二十三日」に変更する。

株式会社デンタスが平成十八年八月一日に発行した第六回少人数利付私募債の償還期限を以下のとおり変更する。

償還期限

「平成二十三年七月三十一日」を「平成二十六年七月三十一日」に変更する。

株式会社デンタスが平成二十年九月一日に発行した第七回少人数利付私募債の償還期限を以下のとおり変更する。

償還期限

「平成二十三年八月三十一日」を「平成二十六年八月三十一日」に変更する。

株式会社デンタスが平成二十年十月一日に発行した第八回少人数利付私募債の償還期限を以下のとおり変更する。

償還期限

「平成二十三年九月三十日」を「平成二十六年九月三十日」に変更する。

株式会社デンタスが平成二十年十一月一日に発行した第九回少人数利付私募債の償還期限を以下のとおりに変更する。

償還期限

「平成二十三年十月三十一日」を「平成二十六年十月三十一日」に変更する。

平成二十三年七月二十八日

徳島県徳島市問屋町四八番地

株式会社デンタス

代表取締役　島　文男

限定承認公告

本籍和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見四〇二一番地、最後の住所横浜市青葉区新石川一丁目二三番地四三　あざみ野スカイマンション二〇六

右被相続人は平成二十三年四月十五日死亡し、その相続人は平成二十三年七月十五日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十八日

横浜市青葉区青葉台一―六―一四　エキニア青葉台四階　マイタウン法律事務所　青葉台事務所

相続財産管理人林謙一

代理人弁護士　柳下　明生

限定承認公告

本籍富山県富山市三番町一番地二三、最後の住所富山県富山市婦中町下轡田六〇二番地四

被相続人　亡　毛利登志一

右被相続人は平成二十三年四月十七日死亡し、その相続人は平成二十三年七月二十一日富山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十八日

富山県富山市婦中町下轡田六〇二番地四

相続財産管理人　宮岸　麗子

限定承認公告

本籍三重県亀山市北町一二五一番地、最後の住所三重県亀山市和田町一四八八番地一三二

被相続人　亡　林　崇昭

右被相続人は平成二十三年四月三日死亡し、その相続人は平成二十三年七月十九日津家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十八日

三重県亀山市和田町一四八八番地一三一

相続財産管理人　林　隆俊

限定承認公告

本籍京都市下京区油小路通七条下る大黒町二四二番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　藤森　稔

右被相続人は平成二十三年四月四日死亡し、その相続人は平成二十三年七月十五日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十八日

京都府八幡市川口東扇一五番地一四

相続財産管理人　長野　和美

京都市中京区麩屋町通丸太町下る舟屋町四〇七番地長栄ビル五階

代理人弁護士　鈴木　治一

限定承認公告

本籍奈良県生駒市緑ヶ丘一四二六番地一二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　森田　邦子

右被相続人は平成二十三年一月二十五日死亡し、その相続人は平成二十三年七月十五日奈良家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十八日

大阪府枚方市香里ヶ丘二丁目四番地の一

相続財産管理人　山田　陽子

限定承認公告

本籍広島県広島市佐伯区楽々園二丁目一番、最後の住所広島県広島市佐伯区楽々園二丁目一番三二号

被相続人　亡　中村福太郎

右被相続人は平成二十三年三月十九日死亡し、その相続人は平成二十三年七月十一日広島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十八日

広島県広島市佐伯区楽々園二丁目一番三二号

相続財産管理人　中村　嘉文

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を金一億円減少して金十九億三千万円とし、発行済優先出資二千口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年八月三十日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年七月二十八日

東京都渋谷区神宮前五丁目七番二〇号神宮前太田ビル五階

表参道特定目的会社

取締役　川本　孝司

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二十三億一千万円減少し金三千九百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十三年八月三十日であり、社員総会の決議は平成二十三年七月二十七日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

http://www.horwathsakura.com/program/open_pdf_item.php?url_id=13075485

平成二十三年七月二十八日

東京都新宿区西新宿一丁目二五番一号新宿センタービル四階東京建物株式会社新宿営業所内

立川曙町開発特定目的会社

取締役　安藤　隆夫

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金九十二億二千七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十三年四月二十八日付官報の号外第九十一号一〇二頁に掲載されています。

平成二十三年七月二十八日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

錦一丁目特定目的会社

取締役　須貝　信

訂正公告

平成二十三年七月二十日（号外第一五八号）掲載の株式会社東急リゾートサービスに係る第三十三期決算公告（枠組）中、「（単位：千円）」とあるは「（単位：百万円）」の誤りにつき訂正します。

平成二十三年七月二十八日

扱　店

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月二十六日付特第四一号
●同日付政府調達第一四〇
六四ページ●同月二十八日付第一六四号一二八ページ
号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）